

【目指す姿】

一人ひとりの安全意識の向上と地域のつながりの一層の強化

基本施策・施策区分体系図

5-01 安全・安心な地域づくり

5-01-01 防災

5-02-02 町内会

5-01-03 コミュニティセンター

5-01-04 共助による減災

5-02 安全・安心な暮らし

5-02-01 市民相談

5-02-02 防犯

5-02-03 除雪

5-02-04 火災・救急救命

5-02-05 交通安全

5-03 安全・安心な都市機能

5-03-01 道路・橋りょう

5-03-02 河川・ダム

5-03-03 防災活動拠点・行政機能

5-01 安全・安心な地域づくり



視 点

- 思いやりとぬくもりの地域コミュニティを再生すること
- 市民活動、市民参加、ボランティア活動が活発になること
- 自然災害から市民の生命・財産を守るまちにすること

5-01-01 防 災

令和 8 年度の目指す姿

- 誰もが安全で安心して暮らし続けることができる災害に強いまちを目指します。

前 期 5 年 間 の 検 証

- 平成 29 年度にハザードマップの見直しを行い、留萌市防災ガイドマップを策定しています。
- 「留萌市地域防災計画」の改正のほか、「留萌市防災備蓄計画」、「留萌市業務継続計画」、「留萌市避難所運営マニュアル」などを策定しましたが、これら既存計画についても実態に即して随時見直すこととし、未策定の計画の策定作業を進めていくことが必要です。
- 災害情報等の伝達方法・手段について、現行の防災行政無線が国のアナログ電波の利用規制により、令和 4 年 12 月以降利用ができなくなることから、緊急告知防災ラジオやコミュニティ FM 放送、消防サイレンを活用した情報伝達手段への移行を進めることが必要です。
- 市民まちづくりアンケートの結果を踏まえ、今後もお茶の間トークや町内会の会合などに職員が積極的に出向き、防災意識を高めるための説明会などを引き続き実施していくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所の収容可能人数を改めて算定し、指定避難所のうち特に使用される可能性が高い学校やコミュニティセンターから、順次見直しを進めることが必要です。
- 災害発生時により命を守る行動が求められている津波避難行動訓練や土砂災害避難行動訓練を実施しています。
- 令和 2 年度に留萌十字街西ビルの一部を防災備蓄倉庫として整備しています。
- 災害対策本部として使用する本庁舎が、災害により使用不可となった場合の代替庁舎については、留萌消防署を想定しています。
- 令和 2 年度に北海道開発局留萌開発建設部と災害時における道の駅るもいの防災拠点化に関する協定を締結しています。

現 状 と 課 題

- 各施設の耐久性、収容人数及び感染症予防対策の観点から、指定避難所について整理及び見直しが必要です。
- 避難所の運営や災害対応業務に携わる市職員の対応能力の向上を図る必要があります。
- 「留萌市防災備蓄計画」に基づき、計画的な整備を実施する必要があります。
- 本庁舎は、災害発生時において災害対策本部を設置する防災の拠点となりますが、震度 6 強以上の地震が発生した場合の耐久性に課題があります。

5-01 安全・安心な地域づくり

後期5年間の方向性

- これまでに締結した協定を精査し、不足する物資や支援策については、必要に応じて民間企業などとの新たな協定締結を検討します。
- 市職員への避難所運営及び災害時における対応能力向上のため、防災に関する講習や訓練を定期的に実施します。
- 新型コロナウイルス感染症対策に基づく避難所の見直しを進めるとともに、避難所ごとに必要な防災資機材を把握し、「留萌市防災備蓄計画」の見直しを進めていきます。
- 各種防災計画の見直しにあたっては、女性の視点を含め市民が持つ様々な視点に配慮しながら進めるとともに、災害の種別に応じた災害情報伝達訓練や避難行動訓練などの防災訓練を実施します。
- 北海道開発局留萌開発建設部と連携し、道の駅るもいの暴風雪時など災害時における道路利用者への一時避難場所としての開放や応援・受援及び復旧・復興活動を行うための防災拠点としての強化を進めていきます。
- 各種防災訓練や出前トークの実施にあたっては、より多くの市民への参加を働きかけていきます。

数 値 目 標		※現状：R2					
指 標 項 目		現状	R4	R5	R6	R7	R8
各種機関、団体との防災に関する協定締結数	(件)	35	41	44	47	50	53
市職員を対象とした訓練の年間実施回数	(回)	1	2	2	2	3	3
市民向け防災事業の年間実施回数	(回)	16	18	18	20	20	22

5-01-02 町内会

令和8年度の目指す姿

- 「自助」「共助」「公助」の連携により安心安全な街づくりが推進されます。
- 自主防災組織の設置数増加と防災活動の活性化により地域防災力の向上が促進されています。

前期5年間の検証

- 自主防災組織の設置や街路灯又は防犯灯の電灯料金に対して、住民組織助成金による支援を継続して実施し、防犯・防災環境の維持・向上を図っています。

現 状 と 課 題

- 助成金制度の開始により自主防災組織の設置促進が図られましたが、高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により町内会活動が停滞しており、地域防災活動の重要性について理解が深まり、自主防災組織の設置が増えるよう積極的な周知を行っていく必要があります。
- 各町内会へ防災連絡員の設置について依頼しており、137町内会中132町内会で設置している状況です。

5-01 安全・安心な地域づくり

後期5年間の方向性

- 自主防災組織の設置促進と地域防災力の向上のため、自主防災組織の持続的な防災活動の支援を継続するとともに、地域コミュニティ活動の一環として防災に取り組む環境づくりや地域の特性に合わせた共助による防災対策の実施を促進させるため、引き続き協力や支援を行います。
- 防災連絡員を活用した避難連絡体制を確立させていくとともに、未設置町内会への設置促進を図ります。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
町内会における自主防災組織数 (団体)	60	70	75	80	85	90
自主的に防災訓練を実施した団体数 (団体)	14	30	35	40	45	50

5-01-03 コミュニティセンター

令和8年度の目指す姿

- 地域主体での避難所運営が出来る体制を目指します。

前期5年間の検証

- 災害発生時において、各運営協議会と連携を図りながら、避難所を運営しています。

現状と課題

- 各コミュニティセンターを避難所に指定していますが、避難所運営に係る地域の住民との協働の体制を取ることが必要です。
- 一部防災備蓄品を配備していますが、配備物品の見直し及び有効活用するための訓練が必要です。

後期5年間の方向性

- 各コミュニティセンター単位での防災講話や避難所運営訓練に取り組めます。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
コミュニティセンターにおける避難所運営訓練年間実施回数 (回)	0	2	2	2	2	2

5-01 安全・安心な地域づくり

5-01-04 共助による減災

令和8年度の目指す姿

- 「自助」「共助」「公助」の連携により安全・安心なまちづくりを目指します。
- 自主防災組織の設置数増加と防災活動の活性化により地域防災力の向上を目指します。

前期5年間の検証

- 137町内会中60町内会において自主防災組織が設置されていますが、「自主防災組織への助成金制度」の開始により、令和元年度の新規設置数は6町内会、令和2年度新規設置数は1町内となったことで、沿岸部全ての町内会に自主防災組織が設置されています。
- 自主防災組織が自主的に防災訓練を実施するなど、共助による防災意識と地域防災力の向上が図られているほか、留萌市では、共助による取り組みに対して側面から支援・協力する体制の整備が進んでいます。
- 避難行動要支援者名簿については、令和2年度末時点で2,847名が登録されていますが、毎年のアンケートにより名簿を更新し、継続して防災関係者へ名簿を提供していくことが重要です。

現状と課題

- 助成金制度の開始により自主防災組織の設置促進が図られましたが、高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により町内会活動が停滞していることから、地域防災活動の重要性について理解が深まり、自主防災組織の設置が増えるよう積極的な周知を行っていく必要があります。
- 避難行動要支援者のおかれている現況や要介護度、障害者手帳の等級などにより、個別避難計画作成の優先度が高いと判断される方に対応した個別避難計画を策定する必要があります。

後期5年間の方向性

- 自主防災組織の設置促進と地域防災力の向上のため、自主防災組織の持続的な防災活動の支援を継続するとともに、地域コミュニティ活動の一環として防災に取り組む環境づくりや地域の特性に合わせた共助による防災対策の実施を促進させるため、引き続き協力や支援を行います。
- 個別避難計画は、地域の実状を踏まえながら優先度を定め作成していきます。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び更新、避難支援者への名簿提供を継続して実施します。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
町内会における自主防災組織数 (団体)	60	70	75	80	85	90
自主的に防災訓練を実施した団体数 (団体)	14	30	35	40	45	50
避難行動要支援者名簿の同意した人の割合 (%)	70.1	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0

5-02 安全・安心な暮らし



視 点

- 市民が、安心(快適)で安全な生活環境で暮らせるまちにすること
- 市民の生命・財産を守るため災害に強い地域づくりをすること

5-02-01 市民相談

令和8年度の目指す姿

- 誰でも、どんな問題でも安心して気軽に相談できる窓口が提供され、増加が進む高齢者に対しても相談しやすい環境になっています。
- 消費者教育が充実し、トラブルが未然に防止され、消費生活の安心感も高まっています。

前期5年間の検証

- 市民相談や無料法律相談については、一定程度の実績がありニーズがあると捉えていますので、今後も事業の周知を行い、市民の認知度の向上を図ることが重要です。
- 消費者を標的とした詐欺行為などについては、新たな手口の発生などにより、消費者トラブルはなくなる状況であることから、消費者相談の受理件数は減少傾向にあるものの、消費生活相談窓口の設置による相談体制の継続と消費生活強化のための教育・啓発などの事業活動を行っていくことが重要です。

現 状 と 課 題

- 市民相談については、市民相談委員による随時対応のほか、平成28年度から無料法律相談を月に1回開催しています。
- 複雑化、超高齢社会を反映して市民生活における法的需要が増加しています。
- 消費者を狙った詐欺は、多様・複雑化しており高齢者だけではなく若年層もターゲットになっており市民生活における需要が増加しています。
- 消費者相談窓口を委託している消費者協会の相談員の高齢化等により、持続可能な相談窓口の確立と機能の強化が課題となっています。

後期5年間の方向性

- 市民からの相談を適切に解決するため、他部署との連携、対応状況や結果の確認を行い、法律的な相談については無料法律相談や市民相談員を紹介し、親切丁寧で迅速な対応を推進します。
- 無料法律相談の弁護士を派遣する旭川弁護士会との連携を密にし、市民の不安、トラブルの迅速な解消のため、相談体制を維持していきます。
- 消費者教育を充実しトラブルの未然防止につなげることで、安全・安心な消費生活を目指します。
- 国(消費者庁)の動向や社会情勢を見据えながら、オンラインでの消費者向けセミナー等の効率的な事業手法に見直していきます。
- 持続可能な消費者相談体制を見据え、消費者協会等と連携を図りながら窓口機能の強化及び相談体制の充実を図っていきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
消費者協会相談件数 (件)	102	現状以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下

5-02 安全・安心な暮らし

5-02-02 防 犯

令和8年度の目指す姿

- 市民の防犯意識を高め、地域が一丸となった防犯活動を行うことで、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を目指します。
- 夜間における通行の安全と犯罪の防止につながる防犯灯が町内会により維持管理されています。
- 市内に設置された防犯カメラにより、子どもたちへの不審者による声かけ事案をはじめとする様々な犯罪の未然防止の実現を目指します。

前期5年間の検証

- 市内における刑法犯の発生件数は減少が続いていることから、引き続き、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりのため、警察署、防犯協会、留萌市安全安心活動推進委員、町内会、各関係機関との連携により、犯罪防止・抑止等の防犯活動に取り組むことが重要です。
- 市内で発生している様々な犯罪ケースに応じた、防犯啓発活動や広報誌・市ホームページ等の手段を用いた情報発信を実施しています。

現 状 と 課 題

- 市内で発生した児童を狙った声掛け事案、全国的に増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺の防止について、さらなる防犯対策事業の推進が必要です。
- 刑法犯件数は減少が続いていますが、特殊詐欺の手口が巧妙化し、市内においても被害が発生していることから、犯罪傾向に合わせた防犯対策及び啓発事業が必要です。
- 町内会に対する防犯灯の新設や交換に要する費用の補助制度の活用により、現在1,935灯の街灯が設置され、年間の街灯電気料は、住民組織運営助成金の中で各町内会などに支援し、さらには平成23年度から順次防犯灯のLED化事業を実施してきましたが、LED化した多くの電灯の更新時期を控えている状況です。
- 警察署及び防犯協会の協力により、市内に多くの防犯カメラが設置されています。

後期5年間の方向性

- 暴力追放・防犯都市宣言に基づき、犯罪の抑止力となるような環境づくりに努めるとともに、警察署、留萌市安全安心活動推進委員、防犯協会会員（保護司会）等と連携し、各種防犯（再犯防止）活動を支援及び実践します。
- 様々な犯罪ケースに応じた、継続的かつより効果的な防犯（再犯防止）啓発事業を実施します。（※上記2項目については、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止計画として位置付けます。）
- 夜間の歩道の安全・安心対策として、町内会に対する防犯灯の新設や交換に要する費用の補助制度を継続し、維持管理の支援を行うとともに、防犯や歩行者の観点から、適切な街灯設置や管理の実態を把握し、町内会と連携して共通認識を図っていきます。
- 警察署及び防犯協会と連携し、防犯カメラの設置に取り組み、全国各地で発生している通学や帰宅途中の子どもたちへの不審者による声かけ事案をはじめとする、様々な犯罪の未然防止と事件・事故発生時の早期解決に取り組んでいきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
刑法犯発生件数 (件)	44	43	42	41	40	39

5-02 安全・安心な暮らし

5-02-03 除 雪

令和8年度の目指す姿

- 大雪に対応するため、道路管理者の連携・事業者と連携体制を図り、幹線道路の通行が確保されます。

前期5年間の検証

- 除雪機械の計画的な更新については、助成事業などを活用し着実に進んでいます。
- 市民雪捨て場については、各関係機関と整備や維持管理の協議を行いながら実施しており、引き続き広報誌等によるPRを実施し制度の利用促進を図ることが重要です。
- 主要幹線道路等の優先的な通行確保については、道路管理者による「除排雪連携協議会」を開催し、効率的かつ効果的な除排雪作業を行うための取り組みを推進しています。

現 状 と 課 題

- 除排雪業務に携わる従事者は高齢化が進んでおり、従事者の確保に苦慮しています。
- 従事者の減少に伴う計画的排雪が難しくなっています。

後期5年間の方向性

- 現行排雪体制を確保していき大雪に対応していきます。
- 市民雪捨て場2箇所を継続して確保していきます。
- 道路管理者による「除排雪連携協議会」を活用し、主要幹線道路（緊急輸送道路・バス路線）等、優先的道路の確保に努めます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
市民雪捨て場利用台数 (千台)	50	37	37	37	37	37
市民雪捨て場利用度 (台/cm)	102	102	102	102	102	102
大雪による通行止め日数 (日)	0	0	0	0	0	0

5-02-04 火災・救急救命

令和8年度の目指す姿

- 応急手当の普及は、傷病者の救命率向上につながり、消防機関の救急業務の効果も高まっています。
- 大規模災害における地域住民の自助能力が向上しています。
- 救急車は緊急で必要な時に利用する車であることから、119番通報する前に本当に救急車が必要か、市民の安心を守るため救急車の適正利用を啓発していきます。

5-02 安全・安心な暮らし

前期 5 年間の検証

- 救急車の適正利用について、広く市民に周知され、病気やケガに対する自己予防の意識が高まり、救命率が向上しています。
- 入院を必要としない救急出動が増加傾向のため、救急車の適正利用について各事業所へポスター掲出や啓発カードの配布を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、1年を通して救命講習等を中止若しくは延期など講習会を不定期に開催しているのが現状であり、これらのことを踏まえ、令和3年度の目標値達成は厳しいことが見込まれます。

現 状 と 課 題

- 普通救命講習受講率は、平成30年度まで目標値に対して実績値がわずかに上回っています。
- 令和元年度以降の普通救命講習受講率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、北海道に発令された緊急事態宣言期間中の講習会を中止してきたことや不定期な講習会の開催により目標値を下回っており、令和3年度の目標値達成についても厳しいことが見込まれます。
- 災害のない安全・安心なまちづくりを目指し、消防車両・消防団施設の充実強化を図ることができ、災害対応力の向上につながります。

後期 5 年間の方向性

- 市民にもAED（自動体外式除細動器）の使用が認められていることから、今後も広く周知を継続していくとともに、消防と市民が連携した救命体制の構築を推進していきます。
- AED（自動体外式除細動器）を24時間利用できる事業所等へ協力を求め、救命講習等を通じて市民へのAED（自動体外式除細動器）設置施設の情報を提供していきます。
- 災害のない安全・安心なまちづくりを目指し、消防車両・消防団施設の更新計画を継続しながら災害対応力を向上していきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
普通救命講習受講率 (%)	39.6	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0

5-02-05 交通安全

令和8年度の目指す姿

- 市民の交通安全に対する意識が高まることで、市民が当事者となる交通事故の減少を図り、交通事故の少ない安全・安心なまちを目指します。

5-02 安全・安心な暮らし

前期5年間の検証

- 交通事故の発生件数については、目標値に達していませんが、令和2年度中の死亡事故については発生がなかったことから、引き続き市民の交通安全意識・マナーの向上や関係団体と連携した交通安全教室・啓発活動について積極的な取り組みを進めながら、交通死亡事故ゼロ及び交通事故発生件数の減少に向けた啓発活動を推進していくことが重要です。
- 運転免許返納制度及びサポカー（安全運転サポート車）限定免許に関する周知について、警察署や交通安全関係団体との連携や協力のもと、交通安全運動期間中の各種啓発活動やホームページ、広報誌への掲載を実施したことで、高齢者ドライバーへの周知にもつながり、免許返納者及び運転経歴証明書の発行件数が増加しています。

現状と課題

- 安全・安心なまちづくりのため、継続的な交通安全啓発事業の実施が必要です。
- 飲酒運転や酒気帯び運転根絶に向けた啓発活動や運動のさらなる強化が必要です。

後期5年間の方向性

- 児童及び幼児が犠牲となるような悲惨な事故を発生させないためにも、交通安全教育の実施を継続していきます。
- 高齢者の方又はその家族に対し、安全運転の呼び掛けと運転免許返納制度及びサポカー（安全運転サポート車）限定免許に関する周知を行います。
- 運転免許返納制度の推進に係る施策については、返納者の利用ニーズの把握と留萌市に最も適した交通体系を踏まえながら検討していきます。
- 飲酒運転及び酒気帯び運転を根絶するため、警察署や交通安全関係機関との連携により各種啓発活動を推進します。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
交通事故発生件数 (件)	16	10	10	10	10	10
交通事故死者数 (人)	0	0	0	0	0	0

5-03 安全・安心な都市機能



視 点

- 市民の生命・財産を守るため、インフラの老朽化対策、事前防災・減災を推進し、安全・安心な道路ネットワークを形成すること
- 市民の生命・財産を洪水から守るための河川・ダムが整備・管理され、市民が安心して暮らせるまちにすること
- 災害時における市の防災活動及び行政機能拠点を維持・向上させること

5-03-01 道路・橋りょう

令和8年度の目指す姿

- 幹線道路のネットワークの整備が進み、都市機能が向上しています。
- 既存橋りょうの長寿命化及び道路付属物等の老朽化による第三者被害を防止するため、点検診断に基づく補修・改築整備を進めていきます。

前期5年間の検証

- 幹線道路のネットワーク整備については、高規格幹線道路深川・留萌自動車道が全線開通し、道道留萌小平線、見晴通等の各事業についても着実に進んでいるほか、既存道路橋・付属物等の老朽化対策については、計画的に点検診断及び整備を実施しています。

現 状 と 課 題

- 令和元年度に高規格幹線道路深川・留萌自動車道が全線開通し、利便性が向上しています。
- 幹線道路は、道道留萌小平線、見晴通（道道浜中元川線）の早期完成が期待されています。
- 今後急速に増大する老朽化橋りょうを計画的・効率的に保全し、可能な限りコスト縮減するために「留萌市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検による橋りょうの状態の把握、予防保全型の維持管理を行います。
- 道路照明等道路付属物の老朽化による第三者被害を防止する観点から、点検診断に基づく補修・更新整備を行う必要があります。

後期5年間の方向性

- 幹線道路の整備促進について関係機関に要望していきます。
- 「留萌市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補修・改修整備を推進していきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
橋りょうの予防保全率の向上 (%)	83.6	86.9	91.8	96.7	100.0	100.0
道路照明の健全度の向上 (%)	94.1	96.8	98.4	100.0	100.0	100.0

5-03 安全・安心な都市機能

5-03-02 河川・ダム

令和8年度の目指す姿

- 市民の生命・財産を洪水から守るための河川・ダムが整備・管理され、市民が安心して暮らしています。

前期5年間の検証

- 留萌川の整備促進については、国へ要望しており着実に進んでいます。
- 高砂・東雲排水機場については、維持管理点検の実施により適切に稼働されています。
- 留萌市管理河川の河道の維持管理については、河道閉塞に伴う河川の氾濫を防ぐため、河道断面を阻害している立木などの除去を行っており着実に進んでいます。

現状と課題

- 留萌ダムや遊水地が管理され、大雨による洪水調整に大きく寄与しています。
- 留萌川河口部の改修を引き続き行っています。
- 普通河川の自然河道区間では、流路部の自然植生により出水時流下能力が不足している区間の計画的な除去を行っています。

後期5年間の方向性

- 留萌川の整備促進を国に要望していきます。
- 高砂・東雲排水機場の適切な稼働を行っていきます。
- 堤内及び周辺の土地利用状況を踏まえた河道維持を行っていきます。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
大雨時における溢水件数 (件)	0	0	0	0	0	0

5-03 安全・安心な都市機能

5-03-03 防災活動拠点・行政機能

令和8年度の目指す姿

- 行政機能のほか災害時の拠点でもある市庁舎の建替え又は移転など、今後の方向性の確認や準備を進めています。

前期5年間の検証

- 現市庁舎は、昭和37年に建設されて以降、行政の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、老朽化や耐震性に課題があり、さらに狭あい化、分散化、バリアフリー対応等において、市民サービスや行政効率の低下を招いています。
- 庁内に設置された「留萌市公共施設庁内検討会議」において、令和元年6月に「公共施設整備に関する庁内検討報告書」の中で、現施設の課題、検証等について検討結果を取りまとめ、経過年数や施設構造等から現施設での長寿命化を図ることは難しく、建替え又は他の代替施設の活用などによる対応について検討が必要である一方、財政状況などから、これら単体での建替えを同時期に重複して進めることは困難な状況にあり、各施設の建替えの必要性は認識しつつも、市庁舎については、庁舎機能の緊急保全に対して活用が可能な地方債である「公共施設等適正管理推進事業債」の活用期限が迫っており、短期間でこれらの制度活用を前提とした施設整備の議論は難しいことから、市民の利用度が高く、国の交付金等支援制度のほか、有利な地方債や民間資金等の活用可能性等、財政負担の軽減も期待できる社会教育施設等の整備を市庁舎より優先し、官民協議のうえ、検討を進めていくものと判断されています。
- 留萌市では、令和2年度をもって終了した「公共施設等適正管理推進事業債」の市町村役場機能緊急保全事業に代わる有利な制度創設に期することを目的として、江別市、登別市、名寄市等、道内9市で構成される「本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会」へ参加したところであり、国に制度の延長要請を求めているしながら、耐震化等の必要な対策や一部移転による分散配置の可能性等について、引き続き庁内において検討を行っていくことが必要です。

現状と課題

- 本庁舎は、建築から60年が経過し、躯体や外壁等の老朽化が進んでいますが、耐震診断は未実施で、同等の結果となる耐力度調査では、「耐震性に疑問あり」との結果が出ており、また、継続的な行政機能の中核を担うほか、災害発生時において災害対策本部を設置する防災拠点の役割を持っていますが、整備計画は未策定の状況です。
- 平成28年4月の熊本地震において、自治体庁舎の耐震化が問題となっています。
- 分庁舎についても、建築から23年を経過し、特に屋根・外壁の損傷が激しくなっています。
- 車庫を含めた市庁舎は、毎年度、最低限の修繕で対応するなど、維持や管理経費については最小限にとどめている状況です。

5-03 安全・安心な都市機能

後期5年間の方向性

- 現市庁舎の環境整備については、「留萌市庁舎等維持管理計画（令和3年度版）」に基づき、計画的な施設整備、維持管理に努めていきます。
- 「本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会」における要望活動のほか、様々な機会を通じて制度創設などを国に求めているしながら、耐震化等必要な対策や一部移転による分散配置の可能性検討など、引き続き庁内において検討を進めていきます。
- 継続的な行政機能の中心及び防災活動の拠点となる市庁舎の今後の在り方に関し、他の公共施設とのバランスを考慮しながら、移転、改築、新築、建設位置、事業費など、協議・検討を進め、庁舎改築の基本方針等を策定していきます。

数 値 目 標

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
なし						